第１６回差別解消部会　意見書

　　　　　　　　　　　　２０１５．１１．２

　本日は、参加が適いませんので、本書にて、条例の検討にあたり、次のとおり意見を申し上げます。

1. はじめに

大阪府においては、障害者差別解消法の課題としてまとめていただいているように、理解不足等による障害のある人が生活の中で嫌な思いをしたり、差別を受けていると感じている現状があります。そして、同法には、何が差別に当たるかの具体的な定義規定がなく、相談、紛争の防止・解決のための体制整備についての具体的な定めもありません。そのため、法律自ら各地域の実情に合わせた条例の活用を求めています。

大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として、差別解消に取り組むとの大阪府の取組み方針については、大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会での検討を踏まえていただいたものと評価いたします。

ただ、今回、平成28年4月1日に施行する条例については、以下の点を十分に検討するべきと考えます。

1. 条例の目的について

　本条例の目的について、法第1４条の相談、紛争の防止・解決の体制整備と法15条の普及・啓発活動の実施に関する事項等を定めることのみと手段を限定することなく、端的に、全ての府民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる大阪の社会の実現とすべきです。

大阪府は、従前より全ての府民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる大阪の社会の実現を目指して、広く府民から事例を収集し、本年3月、ガイドラインを策定いたしました。府ガイドラインが障害者差別解消法に基づく国の対応指針よりも早く、全国に先駆けて策定・公表されたことは大変意義のあることです。大阪府の条例の制定にあたっては、その意義を踏まえる必要があります。

府ガイドラインは単に障害者差別解消法15条に基づくものとして作成されたものではありません。ガイドラインと相談・紛争の防止・解決の体制を車の両輪とするのであれば、本条例で法14条や法15条に関する事項に限定すべきではないと考えます。

３．合理的配慮の提供義務

府ガイドラインは、何が差別に当たるかについて、府民共通の物差しとなるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について具体的に記されています。府ガイドラインを活用した周知を実行あらしめるためには、事業者に対する合理的配慮について、努力義務にとどまることなく提供義務と本条例で定めるべきです。

合理的配慮という概念は、新しい概念ではありますが、大阪府下では、従前よりさまざまな合理的配慮の提供の好事例の蓄積があります。全国に先駆けてガイドラインを策定・公表できた土壌もあります。府民の理解は十分得られると考えます。

1. 調査、あっせんの範囲

　調査・あっせんを不当な差別的取扱いに限定すべきではなく、合理的配慮の不提供事案も含めるべきです。

　　　不当な差別的取扱いの是正と合理的配慮の提供は、表裏一体で、密接不可分なものです。いずれも建設的対話によって実現されるべきものです。たとえば、障害を理由に入店を拒否される事案が調査・あっせんにかけられたとします。その場合、単に入店させるべきというあっせん案では意味がありません。実際、入店を拒否する理由として、どんな合理的配慮を提供してよいかわからないためということもあります。また、ちょっとした合理的配慮の提供で、入店が可能になる場合も少なくありません、逆に、何の合理的配慮も提供せずに、単に形式的に入店を認めただけでは所期の目的が達成されるとはいえません。本当に障害のある人の困りごとを解決するためには、どのような合理的配慮があれば入店が可能かまでをあっせん案で示す必要があります。

　　　相談自体は、不当な差別的取扱いに限っているわけではありません。また、実際の場面では、障害のある人が困っている原因が、不当な差別的取扱いなのか合理的配慮の不提供なのかを明確に分けることは困難です。その場合、調査、あっせんに合理的配慮の不提供事案を含めない理由はありません。

1. 見直しの時期

　見直しの時期は、法・条例施行1年後とすべきです。

現行の内容のまま条例が制定されるとすると、上記に指摘した課題が解決されないまま条例が施行されることになります。いずれも僅々の課題ですし、見直しというより追加ですので、速やかに実施すべきです。

特に主に踏まえるべき状況として国の法施行3年後の検討・見直しが入っています。これまでの例として、法施行3年後に必ず速やかに検討がされるとは限らず、検討が開始されても見直しの法改正がなされるまで相当の時間を要することが予想されます。その間、全ての府民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる大阪の社会の実現が遅れることとなります。

従って、法施行後の状況等に関わらず、法・条例施行後1年後とすべきと考えます。

1. 当事者の意見

　条例については、十分に当事者の意見を聞くべきです。

　条例を来年4月1日に施行するためには、時間的制約がありますが、障害のある人に関する施策については「自分たちこのこと自分たち抜きで決めないで」の大原則を反古にすべきではありません。障害のある人の意見を聞くことなく拙速に制定することは厳に慎むべきと考えます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上